

## 従業員の過半数代表者の要件等について

厚生労働省は、2018年9月7日、確定給付企業年金法施行規則、確定拠出年金法施行規則の一部改正を行い、規約の変更等の際、厚生年金保険被保険者の過半数で組織する労働組合がない場合に同意が必要な「厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者」の要件等について、見直しを行いました。  
(施行日：2019年4月1日)

これは、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」(※)において、労働基準法施行規則が一部改正されたことに伴うものです。

これにより、過半数代表者の要件等について、以下が明記されました。

- ・事業主の意向に基づき選出されたものでないこと
- ・事業主は、過半数代表者が規約の変更等の際に行う同意に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。

当年金NEWSでは、省令の改正内容について、ご案内いたします。

### 【内容】

#### (別紙) 従業員の過半数代表者の要件等について

※「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」については、労働基準法施行規則の改正等に関し7月23日付にてパブリックコメントに付されており、9月7日に結果が公表されました。

- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案等に係る意見募集の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180105&Mode=2>

\* 本資料では、「確定給付企業年金」を「DB」、「確定拠出年金」を「DC」と表記します。

### 年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く。)]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp